

一般乗用旅客自動車運送事業運賃及び
料金の種類、額ならびに適用方法

事業者名

周南近鉄タクシー株式会社

令和五年七月二十五日 認可
令和五年八月十一日 実施

(一) 運賃及び料金の種類並びに額

運賃及び料金の種類並びに額は次のとおりとする。

一、距離制運賃

(イ) 距離制

車種区分	初乗運賃	加算運賃
特定大型車	最初の二・三三七 Kmまで 八五〇円	一六三三円まで以下 九〇円
大型車	最初の二・二九五 Kmまで 七五〇円	二〇五五円まで以下 九〇円
普通車	最初の二・二五五 Kmまで 六八〇円	二四五五円まで以下 八〇円

(ロ) 時間距離併用制

車種区分	運賃	
特定大型車	時速一〇Km以下の走行時間四〇分以下	一分〇〇秒まで以下 九〇円
大型車	同	一分一五秒まで以下 九〇円
普通車	同	一分三〇秒まで以下 八〇円

二、時間制運賃

車種区分	運賃	
特定大型車	三〇分まで以下 四、八五〇円	
大型車	同 四、四〇〇円	
普通車	同 三、一〇〇円	

三、待料金

車種区分	運賃	
特定大型車	一分〇〇秒まで以下 九〇円	
大型車	一分一五秒まで以下 九〇円	
普通車	一分三〇秒まで以下 八〇円	

四、運賃等の割増

寝台車割増
深夜早朝割増

二十割増
二十割増

五、運賃等の割引

(公共的割引)
身体的障害者割引
知的障害者割引
運転免許返納者割引
(営業的割引)
クーポン券割引

十割引
十割引
十割引
四・七六割引

(II) 運賃及び料金の適用方法

一、車種区分

自動車の種類は次のとおりとする。

イ、特定大型車

道路運送車両法施行規則第二条に定める普通自動車(以下「普通自動車」という。)及び小型自動車(以下「小型自動車」という。)のうち、乗車定員七人以上のもの。ただし、身体障害者輸送車(患者輸送車、車椅子専用車を含む。以下同じ。)及び内燃機関を有しない自動車を除く。

ロ、大型車

普通自動車のうち、総排気量二リットル(ディーゼル機関を除く。)を超えるもので乗車定員六人以下のもの。身体障害者輸送車であって乗車定員七人以上のもの。

ハ、普通車

普通自動車のうち排気量二リットル(ディーゼル機関を除く。)以下で乗車定員六人以下のもの及び小型自動車で乗車定員六人以下のもの。

身体障害者輸送車であって乗車定員六人以下のもの。

道路運送車両法施行規則第二条に定める軽自動車で福祉輸送サービスの用のみに供するもの又は内燃機関を有しないもの。

ハイブリット自動車のうち排気量二・五リットル(ディーゼル機関を除く。)以下、乗車定員六人以下のもの。

普通自動車、小型自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員六人以下のもの。

(備考)

一、ディーゼル機関を搭載した車両については、同一仕様(外寸、内装等)のガソリン車の車種区分を適用する。

二、ハイブリット自動車とは、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有する自動車をいう。

二、距離制運賃、時間距離併用制運賃及び料金

イ、運賃及び料金の収受は、タクシーメーター器の表示額による。

ロ、距離制運賃の距離の算出は、旅客の乗車地点から降車地点までの実車走行距離による。

ハ、時間距離併用制運賃は、距離制運賃を適用する場合であって、限界速度以下の走行速度の場合に適用する。ただし、次の区間は適用しない。

高速自動車国道又は自動車専用道路の区間

ニ、待料金は、距離制運賃を適用する場合であって、旅客の要求により車両を待機させたときに限り、その待機時間について適用する。

三、時間制運賃

イ、時間制運賃は観光地の周遊、冠婚葬祭にかかる運送等距離制運賃により難い運送であって、営業所等において時間制運賃のよる特約があった場合に適用する。

ロ、時間制運賃による時間の算定は、車庫又は駐車場等を旅客の要求により発車したときから、旅客の運送を終わったときまでの実拘束時間による。

四、運賃等の割増

イ、運賃等の割増は、距離制運賃、及び料金のうち待料金のみに適用する。

ロ、寝台車割増は、寝台専用の固定する設備を有する車両で、その固定器具を使用したときに適用する。

ハ、深夜早朝割増は、二十二時以降翌朝五時までの間における運送に適用する。

五、運賃等の割引

イ、運賃等の割引は、距離制運賃、時間制運賃、及び料金のうち待料金のみに適用する。

ロ、身体障害者割引は身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二八二号)第十五条第四項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該身体障害者手帳を提示したときに適用する。

ハ、知的障害者割引は、都道府県知事(政令都市にあつては、市長)の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者で当該手帳を提示したときに適用する。

ニ、運転免許証返納者割引は、山口県警察が運転免許証を自主返納した高齢者に対し交付した運転卒業者サポート手帳または運転経歴証明書を提示した六十五歳以上の者に適用する。

ホ、割引の対象となる運賃等は、身体障害者又は知的障害者並びに運転免許証を自主返納した高齢者自身が乗車した区間（待機料金を含む。）の運賃及び料金並びに時間制運賃とする。

ヘ、運賃及び料金の額は、タクシーメーター器の表示額又は時間制運賃算出額に〇・九を乗じ十円未満の端数を切捨てた額とする。

ト、クーポン券割引は、クーポン券販売時に割引クーポン券の購入者に対し割引き、すべての運賃及び料金に適用するものとし、この場合における割引率四・七六％は割引額をクーポン券の券面総額で除した値とする。

六、その他

イ、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料その他旅客から特別の負担を求められた場合には、その実費を旅客の負担とする。

ロ、道路事情、交通規則等客観的な事情により他に適当な経路がないためやむを得ず有料道路又は自動車航送船を利用して往路又は復路が回送となる場合における当該利用の実費については、旅客の負担とする。

ハ、運賃計算上生じた端数は、十円単位として十円未満は四捨五入する。

ニ、運賃の割増が重複する場合には、割増はいずれか一種のみを適用する。

ホ、運賃の割引が重複する場合には、割引はいずれか一種のみを適用する。ただし、クーポン券割引と他の割引との重複は適用できるものとする。

(三)適用地域

山口県のうち、現に許可（認可）を受けている地域に限る。